

新宿区

… 令和6年4月22日受付開始 …

がん患者のウィッグ購入費等助成のご案内

新宿区では、がん治療に伴う外見の変化の悩みを抱えている患者の皆様が、自分らしく生活できるよう、令和6年4月よりウィッグなどの購入やレンタル等にかかる費用の一部助成(がん患者のウィッグ購入費等助成事業)を始めます。

助成対象者(すべてに該当する方)

- (1)申請日の時点で新宿区内に住民登録がある方
- (2)がんと診断され、その治療を行っている方、または過去にその治療を受けたことがある方
- (3)がん治療に伴う脱毛や身体の欠損等により、社会生活に支障があり、ウィッグや胸部補整具等が必要となっている方

助成対象品目

- (1)頭部:ウィッグ(部分ウィッグ・装着用ネット含む)、毛付き帽子
 - (2)胸部:人工乳房、補整下着
 - (3)その他:弾性着衣、まゆ毛ケア用品(つけまゆ毛)、エピテーゼ(目、鼻等)
《 エピテーゼ:医療用具として、体の表面に取り付ける人工物 》
- ※ 上記品目の保管・手入れ・修理等に使用する用品、付属品は助成対象外

助成金額

購入やレンタル等にかかった実費(消費税を含む)
上限10万円/1回 (エピテーゼは上限20万円/1回)
※ 費用が10万円未満(エピテーゼは20万円未満)の場合はその額

助成回数

- 対象者1人につき2回まで申請可能
- * 1回の申請につき、対象品1個
(つけまゆ毛などまゆ毛ケア用品のみ、複数セットを合算して申請可能)
 - * レンタルは1契約を1回とする



申請期限

対象品を購入またはレンタルを開始した日(領収書等記載の日付)の翌日から1年以内

※ 開始年度(令和6年度)に限り、令和5年度中(R5. 4. 1~R6. 3. 31)に購入(レンタル)したものの申請も受け付ける

提出書類

すべての書類を下記の受付・問合せ先へ持参、または郵送してください。

- (1)助成金交付申請書兼口座振替依頼書
- (2)がんの治療を受けていることを証明する書類(お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書等)の写し
- (3)助成対象品の購入やレンタルした費用を支払った日付や金額の明細が分かる書類の原本 (返却はできません。写しは不可)
- (4)振込先口座が確認できる書類(通帳、キャッシュカード等)の写し
- (5)対象者が未成年の場合、申請者が対象者の親権者であることを証明する書類 (新宿区内で同一世帯の場合は不要)
- (6)その他、新宿区長が必要と認めた書類

注意事項 Q&A

Q. 異なるがんになった、また再発の場合には再度申請できますか？

A. 申請は可能です。ただし、対象者1人につき2回限りのため、2回助成を受けた方がそれ以上申請することはできません。

Q. がんの治療のため2年前に手術を受け、昨年6月にウィッグを購入しました。助成対象になりますか？

A. 手術を受けた日は問いません。購入、またレンタル開始の翌日から1年以内に申請されたものが対象です。(上記、申請期限をご確認ください)

詳しくは、下記までお問い合わせください

受付・問合せ先

新宿区 健康部 健康政策課 地域医療係

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-18-21

新宿区役所第二分庁舎分館

TEL 03(5273)3839 (平日8:30~17:00)

FAX 03(5273)3876

区ホームページ
新宿区がん患者
のウィッグ購入費
等助成事業は
こちら ▶▶



令和6年4月